



発 行 者  
 滝川市江部乙町西12丁目1番40号  
 空知土地改良区  
 理事長 岩谷尚之



- 理事長挨拶 ..... 2
- 令和5年度 通常総代会 ..... 3
- 令和6年度 予算について ..... 4
- 食料・農業・農村基本法改正 ..... 5
- 令和6年度 臨時総代会 ..... 6
- 令和5年度 一般会計収入支出決算書 ..... 7
- 令和5年度 貸借対照表 ..... 8
- 令和5年度 正味財産増減計算書 ..... 9
- 令和5年度 財産目録 ..... 10
- 空知土地改良区機構図 ..... 11
- 土地改良区からのお願い ..... 12



## ご挨拶 理事長 岩谷 尚之

広報発行にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

秋が深まり、冬の訪れが感じられる季節となりました。組合員の皆様には、ますますご健勝にお過ごしのこととお慶び申し上げます。また、日頃より当区の事業推進に対し、格別のご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

今年の春は作業が順調に始まりましたが、5月には朝晩の冷え込みが続き、移植後の稲の生育が懸念されました。しかし、6月に入ると気温が上昇し、生育は平年並みに回復いたしました。

7月には暑い日もありましたが、本州のような命に関わる猛暑はなく、北海道は比較的過ごしやすい気候が続きました。

8月には好天に恵まれ、大雨もなく穏やかな天候の中で豊穡の秋を迎えることができました。

道内の作況指数は103とやや良との報道があり、本区の地区でもこれに近い状況が見られます。一時期はコメ不足が話題となり、末端での販売価格が上昇していると耳にしましたが、ここに来てようやく私たち生産者にもその恩恵が届き、今年の買取価格は一俵あたり2万円を超える水準で推移しています。来年以降も安定した価格での取引が続くことを期待しています。

かんがい用水に関しては、5月・6月に例年より少ない降雨が続いたため、空知管内各地で水不足の声が聞かれましたが、本区では石狩川を水源とし、計画断水の実施回数も昨年より少なかったため、概ね順調に配水を行うことができました。道営土地改良事業による用水路のパイプライン化が進むにつれ、無駄水や漏水の心配が解消され、組合員の皆様の作付け形態に応じた用水利用が可能になりました。直播栽培や密苗移植栽培などの多様な栽培技術に対応できるのは、これまでの道営土地改良事業の整備効果の賜物です。現在進行中の8地区の事業も一日も早く完成させるため、引き続き関係機関と連携し取り組んでまいります。

深川地域の国営事業採択に向けた調査は順調に進んでおります。今後は、地区調査採択に向け、期成会を中心とした地域農業者の結束と、行政をはじめとする関係機関との連携が一層重要となります。当区としても、必要な人材の確保などに積極的に取り組んでまいります。

決済金等を活用した畑地化についてですが、土地改良施設の適切な維持管理は組合員の皆様のご負担で運営されています。決済金型で地区を除外する場合、給水栓などの取水施設の撤去費用が別途原因者のご負担となるほか、残された施設の維持管理方法に関する課題も生じます。土地改良事業は農振農用地区域内でのみ実施可能であり、将来の農地整備に支障がないよう、基本的に協力金で対応させていただいております。皆様のご理解をお願い申し上げます。

近年、日本経済や世界情勢において不安定な要素が増え続けています。ロシア・ウクライナ情勢によるエネルギー価格の高騰に加え、中東地域の不安定な情勢もエネルギー市場に大きな影響を与えています。中東の産油国の紛争や政治的緊張は、原油価格の急騰を招きやすく、燃料費や物流コストの上昇をもたらすリスクが高まっています。これにより、肥料や農業資材の輸送コストも上昇し、農業経営全体への負担が増しています。さらに、円安の進行が輸入コストの増加を引き起こし、国内での物価上昇も相まって、農業経営を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。このような状況下で、収支のバランスを慎重に考慮しても最後の手段として令和7年度から本区賦課金を500円程度引き上げるをえない、もはや避けられない状況となっております。本区の農業農村整備事業の維持・発展を図るためにも、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

私たちの農業経営の持続可能性を守るためには、適正な農産物価格の形成や支援制度の拡充が極めて重要です。引き続き、関係機関との連携を強化し、これらの課題に対して団結して取り組んでまいります。

結びに、明年も天候に恵まれ、良好な作柄となることを願いつつ、組合員の皆様お一人お一人のご健勝とご活躍を心よりお祈り申し上げ、広報発行にあたってのご挨拶とさせていただきます。

## 令和5年度 通常総代会開催

令和6年3月22日午後1時30分より本区大会議室において、総代数32名中本人出席22名、書面議決9名により開催された。

会議は理事長の挨拶に続き議長に白神祐貴総代を選出し、議事録記名人に市場雅俊総代と岡隆之総代が指名され、定款・規約の一部変更・会計細則の一部改正及び令和6年度予算を含む提出議案20件を審議し、原案どおり可決されて午後3時9分に閉会した。

## 令和5年度 中間監査

1. 監査した年月日. 令和6年2月19日、20日（2日間）
2. 監査の対象とした期間. 令和5年7月13日から令和6年2月14日まで
3. 監査の結果. 本区の運営、事業、会計経理の全般について監査を行った結果、事業、運営共に適正に執行されており、会計経理についても正確であると認めた。



岩谷理事長挨拶



議長 白神祐貴総代



総代会開催模様

## 令和6年度 賦課金について

賦課基準

区分	賦課種別	地区名	賦課基準	賦課面積	賦課基準日	納入期限
一般賦課金	経常賦課金	全地区	5,360円/10a当	3,906ha	令和6年8月31日現在の組合員に対し、地積割に賦課する。	令和6年12月2日
	かんがい排水事業賦課金		2,340円/10a当	4,046ha		但し地方公共団体及び令和4年9月1日以降組合員となった者に対しては理事長が定める。
	計		7,700円/10a当	-		
	経常賦課金	全地区(畑)経常賦課金については田に対し20%を徴収する	1,072円/10a当	-	令和6年8月31日現在の組合員に対し、地積割に賦課する。	令和6年12月2日
	かんがい排水事業賦課金		2,340円/10a当	-		但し地方公共団体及び令和4年9月1日以降組合員となった者に対しては理事長が定める。
	計		3,412円/10a当	-		
	経常賦課金(中心経営体農地集積促進事業)	西南中央1、西南中央2	当該年度に係る受益者負担金は、地積割に算定された積立計画に基づき賦課する。		令和6年10月31日	
特別賦課金	道営事業賦課金	稲田			令和7年2月3日	
		滝川東、江部乙西、滝川西、江部乙北、江部乙北西、西南8丁目、西南7丁目、東滝川第1、東滝川第1西	当該事業に係る受益者負担金は、事業借入金の当年度償還金を、各受益者ごとに算定された償還年次表に基づき賦課する。 ただし、平成26年度以降に施工した受益者負担金は、事業費の7.5%を15分割して賦課する。また、令和3年度以降に施工した受益者負担金は、1年据え置き翌年度から賦課する。		完了地区については令和7年2月21日	
		西南北部一期、西南北部二期、西南中央1、西南中央2、西南中央3			継続地区については令和7年3月21日	

1. 本改良区において直接徴収を行う。
2. きたそらち農業協同組合及びたきかわ農業協同組合との委託契約に基づき徴収を行う。
3. その他金融機関の口座振込みにより徴収を行う。

## 令和6年度空知土地改良区予算 総額741,677千円（第1回補正）

### 収入

(単位:千円)

款	科目	予算額
1	土地改良事業収入	386,731
2	附帯事業収入	6,628
3	基本財産運用収入	88
4	特定資産運用収入	61
5	補助金等収入	64,781
6	交付金収入	16,470
7	寄付金収入	1
8	業務受託料収入	14,246
9	雑収入	31
10	借入金収入	149,571
11	基本財産取崩収入	5,881
12	特定資産取崩収入	51,104
13	固定資産売却収入	1,704
14	差入保証金回収収入	1
15	交付換地清算金収入	4,132
16	徴収換地清算金収入	4,132
17	繰越金	36,115
合計		741,677

### 支出

(単位:千円)

款	科目	予算額
1	土地改良事業費支出	251,060
2	一般管理費支出	140,343
3	土地改良事業負担金支出	154,267
4	借入金返済支出	89,046
5	支払利息	6,842
6	固定資産取得支出	276
7	出資金取得支出	1
8	差入保証金差入支出	1
9	支払換地清算金支出	4,132
10	納付換地清算金支出	4,132
11	基本財産積立支出	2,558
12	特定資産積立支出	81,452
13	雑支出	2,669
14	繰越金	1
15	予備費	4,897
合計		741,677

### 令和6年度 加入金について

令和6年度内、地区加入の申請がなされた土地で、理事がこの土地改良区の地区に編入しても差支えないと判断したものについては理事会で決定し、以下の加入金を徴収するものとします。

10アール当 10,000円

### 令和6年度 決済金について

令和6年度内、地区除外の申請がなされた土地で、この土地改良区の地区から除外することが止むを得ないと決定したものについては、翌年度からの残耐用年数分の維持管理費決済金及びかんがい排水事業決済金を徴収するものとします。尚、当年度の賦課金は納入するものとします。

【田】	1. 維持管理費決済金	10アール当	185,311円
	2. かんがい排水事業決済金	10アール当	26,418円
		計	211,729円
【畑】	1. 維持管理費決済金	10アール当	37,062円
	2. かんがい排水事業決済金	10アール当	26,418円
		計	63,480円

◎本区施設の翌年度からの残耐用年数は29年となりました。

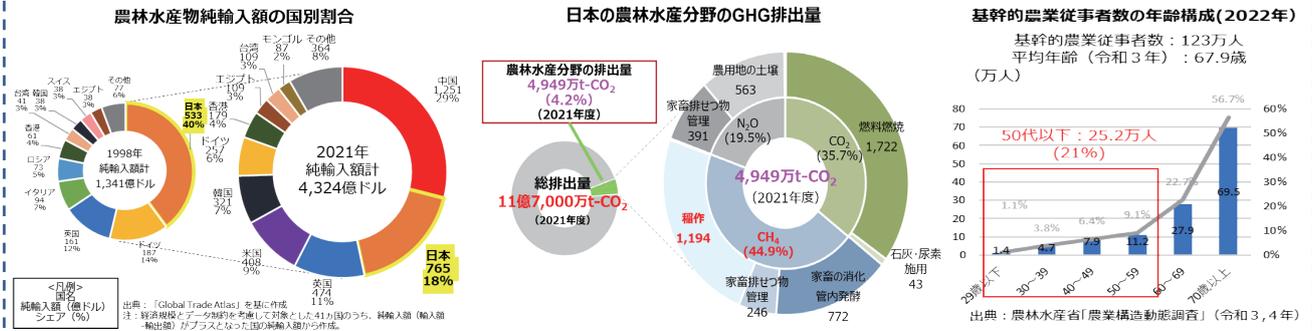
※農家居宅、農機車庫等、営農に資するための施設を建設するにあたっての地区除外については、1件につき500㎡まで決済金を免除します。  
(決済金免除の地区除外であっても、これまでどおり申請書の提出は必要となります。)

# 食料・農業・農村基本法が改正されました

## 食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律の概要

### 背景

○ 近年における世界の食料需給の変動、地球温暖化の進行、我が国における人口の減少その他の食料、農業及び農村をめぐる諸情勢の変化に対応し、**食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展のための生産性の向上、農村における地域社会の維持等**を図るため、**基本理念を見直すとともに、関連する基本的施策を定める。**



### 法律の概要

#### 食料安全保障の確保

- 基本理念について、
  - 「食料安全保障の確保」を規定し、その定義を「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれ入手できる状態」とする。(第2条第1項関係)
  - 国民に対する食料の安定的な供給に当たっては、農業生産の基盤等の確保が重要であることに鑑み、国内への食料の供給に加え、海外への輸出を図ることで、農業及び食品産業の発展を通じた食料の供給能力の維持が図られなければならない旨を規定。(第2条第4項関係)
  - 食料の合理的な価格の形成については、需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ、食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品事業者、消費者その他の食料システムの関係者によりその持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならない旨を規定。(第2条第5項関係)
- 基本的施策として、
  - 食料の円滑な入手(食品アクセス)の確保(輸送手段の確保等)、農産物・農業資材の安定的な輸入の確保(輸入相手国の多様化、投資の促進等)(第19条及び第21条関係)
  - 収益性の向上に資する農産物の輸出の促進(輸出産地の育成、生産から販売までの関係者が組織する団体(品目団体)の取組促進、輸出の相手国における需要の開拓の支援等)(第22条関係)
  - 価格形成における費用の考慮のための食料システムの関係者の理解の増進、費用の明確化の促進等を規定。(第23条及び第39条関係)

#### 環境と調和のとれた食料システムの確立

- 新たな基本理念として、食料システムについては、食料の供給の各段階において環境に負荷を与える側面があることに鑑み、その負荷の低減が図られることにより、環境との調和が図られなければならない旨を規定。(第3条関係)
- 基本的施策として、農業生産活動、食品産業の事業活動における環境への負荷の低減の促進等を規定。(第20条及び第32条関係)

#### 農業の持続的な発展

- 基本理念において、生産性の向上・付加価値の向上により農業の持続的な発展が図られなければならない旨を追記。(第5条関係)
- 基本的施策として、効率的かつ安定的な農業経営以外の多様な農業者による農地の確保、農業法人の経営基盤の強化、農地の集団化・適正利用、農業生産の基盤の保全、先端的な技術(スマート技術)等を活用した生産性の向上、農産物の付加価値の向上(知財保護・活用等)、農業経営の支援を行う事業者(サービス事業者)の活動促進、家畜の伝染性疾病・有害動植物の発生予防、農業資材の価格変動への影響緩和等を規定。(第26条から第31条まで、第37条、第38条、第41条及び第42条関係)

#### 農村の振興

- 基本理念において、地域社会が維持されるよう農村の振興が図られなければならない旨を追記。(第6条関係)
- 基本的施策として、農地の保全に資する共同活動の促進、地域の資源を活用した事業活動の促進、農村への滞在機会を提供する事業活動(農泊)の促進、障害者等の農業活動(農福連携)の環境整備、鳥獣害対策等を規定。(第43条から第49条まで関係)

施行の日 令和6年6月5日

## 令和6年度 臨時総代会開催

令和6年8月23日午後1時30分より本区大会議室において、総代数32名中本人出席19名、書面議決13名により開催された。

会議は理事長の挨拶に続き議長に岡隆之総代を選出し、議事録記名人に田中亮嗣総代と今幸大総代が指名され、提出議案7件を審議し、原案どおり可決されて午後3時16分に閉会した。



岩谷理事長挨拶



議長 岡隆之総代



## 令和5年度 決算監査

令和5年度決算監査について、8月23日の総代会において監事から次のとおり報告された。

1. 監査した年月日. 令和6年7月17日・18日（2日間）
2. 監査の対象とした期間. 令和5年度
3. 監査の結果. 令和5年度の決算監査を行った結果、決算関係書類及び主要簿、補助簿、証憑書類は、いずれも符合し正確であり、事業の執行、財産の管理も適正に行われていると認めた。

## 令和6年度 中間監査

1. 監査した年月日. 令和6年7月19日（1日間）
2. 監査の対象とした期間. 令和6年4月1日から令和6年7月10日まで
3. 監査の結果. 本区の運営、事業、会計経理の全般について監査を行った結果、事業、運営共に適正に執行されており、会計経理についても正確であると認めた。

## 節水にご協力を

令和3年度から始まった電力料高騰は不安定な中東情勢も重なり、現在も高値で止まっており、この状況はしばらく続くものと思われます。

近年用水のパイプライン化が進み、効率の良い配水によってロスが少なくなったことから節水を行うことが結果的に節電につながるようになりました。今後も節電効果を発揮したいと考えておりますので、組合員の皆様には大変に恐縮ですが、可能な範囲で節水のご協力をお願い申し上げます。

**節水 ⇒ 消費電力が抑えられる傾向にあります。**

# 財務状況報告

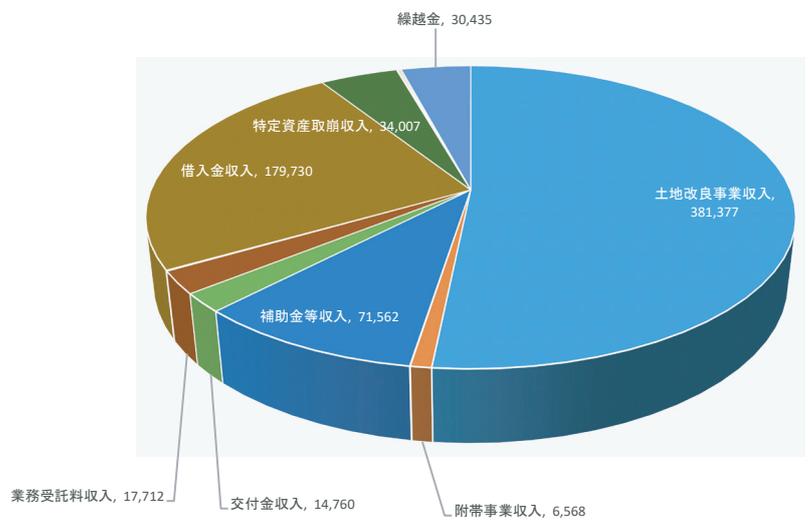
## 令和5年度 一般会計収入支出決算書

収入決算額 金 739,128,509 円也  
 支出決算額 金 739,128,509 円也  
 翌年度繰越額 金 36,114,160 円也

### 収入決算

(単位:千円)

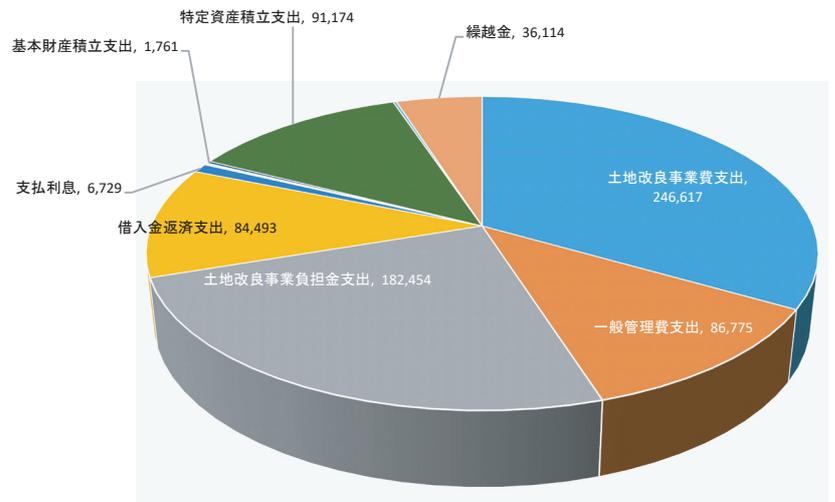
款	科目	予算額
1	土地改良事業収入	381,377
2	附帯事業収入	6,568
3	基本財産運用収入	91
4	特定資産運用収入	55
5	補助金等収入	71,562
6	交付金収入	14,760
7	寄付金収入	-
8	業務受託料収入	17,712
9	雑収入	767
10	借入金収入	179,730
11	基本財産取崩収入	-
12	特定資産取崩収入	34,007
13	固定資産売却収入	432
14	差入保証金回収収入	-
15	交付換地清算金収入	816
16	徴収換地清算金収入	816
17	繰越金	30,435
	合計	739,128



### 支出決算

(単位:千円)

款	科目	予算額
1	土地改良事業費支出	246,617
2	一般管理費支出	86,775
3	土地改良事業負担金支出	182,454
4	借入金返済支出	84,493
5	支払利息	6,729
6	固定資産取得支出	-
7	出資金取得支出	-
8	差入保証金差入支出	-
9	支払換地清算金支出	816
10	納付換地清算金支出	816
11	基本財産積立支出	1,761
12	特定資産積立支出	91,174
13	雑支出	1,379
14	繰越金	36,114
15	予備費	-
	合計	739,128



## 貸借対照表

令和6年3月31日現在

一般会計

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
<b>I 資産の部</b>			
1 流動資産			
(1) 現金及び預金			
現金及び預金	26,291,777	46,504,756	△20,212,979
(2) 未収賦課金等			
未収道営事業賦課金	0	334,274	△334,274
(3) その他未収金			
短期未収金	29,752,328	3,175,810	26,576,518
流動資産合計	A	56,014,840	6,029,265
2 固定資産			
(1) 基本財産			
備荒積立金	284,378,761	284,285,307	93,454
事業積立金	36,300,801	34,633,212	1,667,589
基本財産合計	①	318,918,519	1,761,043
(2) 特定資産			
所有土地改良施設	15,968,686,893	15,613,495,828	355,191,065
土地改良施設用地等	6,342	6,342	0
受託土地改良施設使用収益権	510,333,287	534,617,679	△24,284,392
財政調整積立資産	5,000,000	0	5,000,000
職員退職給付引当積立資産	91,063,557	84,698,324	6,365,233
役員退任慰労金積立資産	4,105,399	2,851,977	1,253,422
転用決済金積立資産	16,759,341	27,219,988	△10,460,647
建物等更新積立資産	3,717,564	3,715,712	1,852
中心経営体農地集積促進事業積立資産	196,857,117	141,850,637	55,006,480
特定資産合計	②	16,408,456,487	388,073,013
(3) その他固定資産			
土地	47,724,582	47,724,582	0
建物	150,503,217	153,734,055	△3,230,838
機械及び装置	279,530	411,101	△131,571
車両運搬具	5	5	0
器具備品等	8,391,504	9,949,821	△1,558,317
ソフトウェア	190,637	290,687	△100,050
適正化事業拠出金	3,276,000	3,066,000	210,000
北海道土地改良事業団体連合会出資金	450,000	450,000	0
農林中央金庫出資金	630,000	630,000	0
北海道信用農業協同組合連合会出資金	30,000	30,000	0
たきかわ農業協同組合出資金	50,000	50,000	0
長期貸付金	16,000,000	16,000,000	0
その他固定資産合計	③	232,336,251	△4,810,776
固定資産合計	B=①+②+③	16,959,711,257	385,023,280
3 繰延資産			
繰延資産合計	C	0	0
資産合計	D=A+B+C	17,009,726,097	391,052,545
<b>II 負債の部</b>			
1 流動負債			
未払金	19,361,033	18,773,040	587,993
預り金	568,912	472,880	96,032
短期借入金(公庫資金用)	52,528,112	58,476,726	△5,948,614
短期借入金(JA用)	26,102,141	25,836,120	266,021
適正化事業拠出金短期未払金	1,260,000	1,158,000	102,000
流動負債合計	E	104,716,766	△4,896,568
2 固定負債			
長期公庫資金等長期借入金	1,730,528,084	1,603,776,563	126,751,521
長期その他の長期借入金	207,823,007	233,671,114	△25,848,107
適正化事業拠出金長期未払金	984,000	276,000	708,000
職員退職給付引当金	107,757,909	100,763,271	6,994,638
役員退任慰労引当金	4,106,163	2,852,737	1,253,426
固定負債合計	F	1,941,339,685	109,859,478
負債合計	G=E+F	2,046,056,451	104,962,910
<b>III 正味財産の部</b>			
1 指定正味財産			
(1) 補助金等			
受取補助金(施設用)	94,331,267	104,350,158	△10,018,891
所有土地改良施設受贈益	13,782,205,671	13,454,755,448	327,450,223
補助金等計			
	13,876,536,938	13,559,105,606	317,431,332
指定正味財産合計	H	13,559,105,606	317,431,332
(うち特定資産への充当額)	(13,876,536,938)	1,014,201,504	12,862,335,434
2 一般正味財産	I	1,404,564,040	△31,341,697
(うち基本財産への充当額)	(320,679,562)	318,918,519	1,761,043
(うち特定資産への充当額)	(2,824,823,606)	15,306,704,682	△12,481,881,076
正味財産合計	J=H+I	14,963,669,646	286,089,635
負債及び正味財産合計	K=G+J	17,009,726,097	391,052,545

## 正味財産増減計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

一般会計

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収入			
土地改良事業収入	381,376,874	362,819,968	18,556,906
附帯事業収入	6,567,540	6,259,340	308,200
基本財産運用収入	91,123	80,138	10,985
特定資産運用収入	54,801	57,986	△3,185
補助金等収入	71,562,495	314,264,884	△242,702,389
交付金収入	9,840,000	11,580,000	△1,740,000
業務受託料収入	17,712,233	17,689,364	22,869
雑収入	432,733	155,328	277,405
受取補助金等	528,134,066	505,832,338	22,301,728
経常収入計	A 1,015,771,865	1,218,739,346	△202,967,481
(2) 経常支出			
土地改良事業費支出	242,296,617	246,437,607	△4,140,990
一般管理費支出	86,775,064	88,493,874	△1,718,810
土地改良事業負担金支出	182,454,424	206,815,632	△24,361,208
支払利息	6,729,280	4,876,066	1,853,214
雑支出	1,379,173	1,622,415	△243,242
一般会計繰入額	8,248,064	8,994,278	△746,214
減価償却費	640,474,537	615,055,231	25,419,306
経常支出計	B 1,168,357,159	1,172,295,103	△3,937,944
当期経常増減額	C=A-B	46,444,243	△199,029,537
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収入			
固定資産売却益			
土地改良施設用地等売却益	432,159	892,700	△460,541
車両運搬具売却益	0	149,999	△149,999
過年度修正			
過年度修正益	991,864,540	217,147,638	774,716,902
経常外収入計	D 992,296,699	218,190,337	774,106,362
(2) 経常外支出			
固定資産除却損			
所有土地改良施設除却損	0	4	△4
過年度修正			
過年度修正益	867,867,127		867,867,127
経常外支出計	E 867,867,127	4	867,867,123
当期経常外増減額	F=D-E	218,190,333	△93,760,761
当期一般正味財産増減額	G=C+F	264,634,576	△292,790,298
一般正味財産期首残高	H	1,139,929,464	261,448,601
一般正味財産期末残高	I=G+H	1,404,564,040	△31,341,697
II 指定正味財産増減の部			
1 受取補助金等			
所有土地改良施設受贈益	867,867,127	1,520,033,842	△652,166,715
2 一般正味財産への振替額			
一般正味財産への振替額 (受取補助金(施設用))	△10,018,891	△10,018,892	1
一般正味財産への振替額 (所有土地改良施設受贈益)	△518,115,175	△495,813,446	△22,301,729
当期指定正味財産増減額	J 339,733,061	1,014,201,504	△674,468,443
指定正味財産期首残高	K 13,536,803,877	12,544,904,102	991,899,775
指定正味財産期末残高	L=J+K 13,876,536,938	13,559,105,606	317,431,332
III 正味財産期末残高	M=I+L 15,249,759,281	14,963,669,646	286,089,635

## 財 産 目 録

令和6年3月31日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産の部	(単位：円)	(3) その他固定資産	(単位：円)
1 流動資産		土地	47,724,582
(1) 現金及び預金		滝川市朝日町西1丁目80 他15件	
現金	54,742	建物	150,503,217
預金		庁舎 他4件	
たきかわ農協江部乙支店	8,013,817	機械及び装置	279,530
きたそらち農協音江支所	3,659,879	チェーンソー 他12件	
北洋銀行滝川支店	38,966	車両運搬具	5
北海道銀行滝川支店	3,822,025	トヨタ カルディナV 他4件	
北門信金江部乙支店	10,581,663	器具備品等	8,391,504
空知商工信用組合滝川支店	120,685	両袖机 他238件	
計	26,291,777	ソフトウェア	190,637
(2) 未収賦課金等		水土里ネット会計 他10件	
未収道営事業賦課金0件	0	適正化事業拠出金	3,276,000
(3) その他未収金		北海道土地改良事業団体連合会出資金	450,000
短期未収金(補助金収入他)	29,752,328	農林中央金庫出資金	630,000
		北海道信用農業協同組合連合会出資金	30,000
流動資産合計	56,044,105	たきかわ農業協同組合出資金	50,000
		長期貸付金	16,000,000
2 固定資産		その他固定資産合計	227,525,475
(1) 基本財産		固定資産合計	17,344,734,537
備荒積立金		3 繰延資産	
たきかわ農協江部乙支店	194,378,761	繰延資産合計	0
きたそらち農協音江支所	50,000,000	資産合計	17,400,778,642
北洋銀行滝川支店	10,000,000		
北海道銀行滝川支店	10,000,000	II 負債の部	
北門信金江部乙支店	10,000,000	1 流動負債	
空知商工信用組合滝川支店	10,000,000	未収金(水道光熱費他)	19,361,033
計	284,378,761	預り金(所得税・住民税・雇用保険)	568,912
事業積立金		短期借入金	52,528,112
たきかわ農協江部乙支店	36,300,801	日本政策金融公庫 79件	
基本財産合計	320,679,562	短期借入金	26,102,141
(2) 特定資産		たきかわ農業協同組合 7件	
所有土地改良施設	15,968,686,893	適正化事業拠出金短期未払金	984,000
江部乙北西1-1-1号		流動負債合計	99,544,198
用水路 他2,310件			
土地改良施設用地等	6,342	2 固定負債	
滝川市江部乙町東12丁目		長期公庫資金等長期借入金	1,730,528,084
1458-3 他4,343件		日本政策金融公庫 165件	
受託土地改良施設使用収益権	510,333,287	長期その他の長期借入金	207,823,007
北空知頭首工 他4件			
財政調整積立資産		たきかわ農業協同組合 7件	
たきかわ農協江部乙支店	5,000,000	適正化事業拠出金長期未払金	1,260,000
職員退職給付引当積立資産		職員退職給付引当金	107,757,909
たきかわ農協江部乙支店	91,063,557	役員退任慰労引当金	4,106,163
役員退任慰労金積立資産		固定負債合計	2,051,475,163
たきかわ農協江部乙支店	4,105,399	負債合計	2,151,019,361
転用決済金積立資産			
たきかわ農協江部乙支店	16,759,341	III 正味財産の部	
建物等更新積立資産		正味財産合計	15,249,759,281
たきかわ農協江部乙支店	3,717,564		
中心経営体農地集積		負債及び正味財産合計	17,400,778,642
促進事業積立資産			
たきかわ農協江部乙支店	196,857,117		
特定資産合計	16,796,529,500		

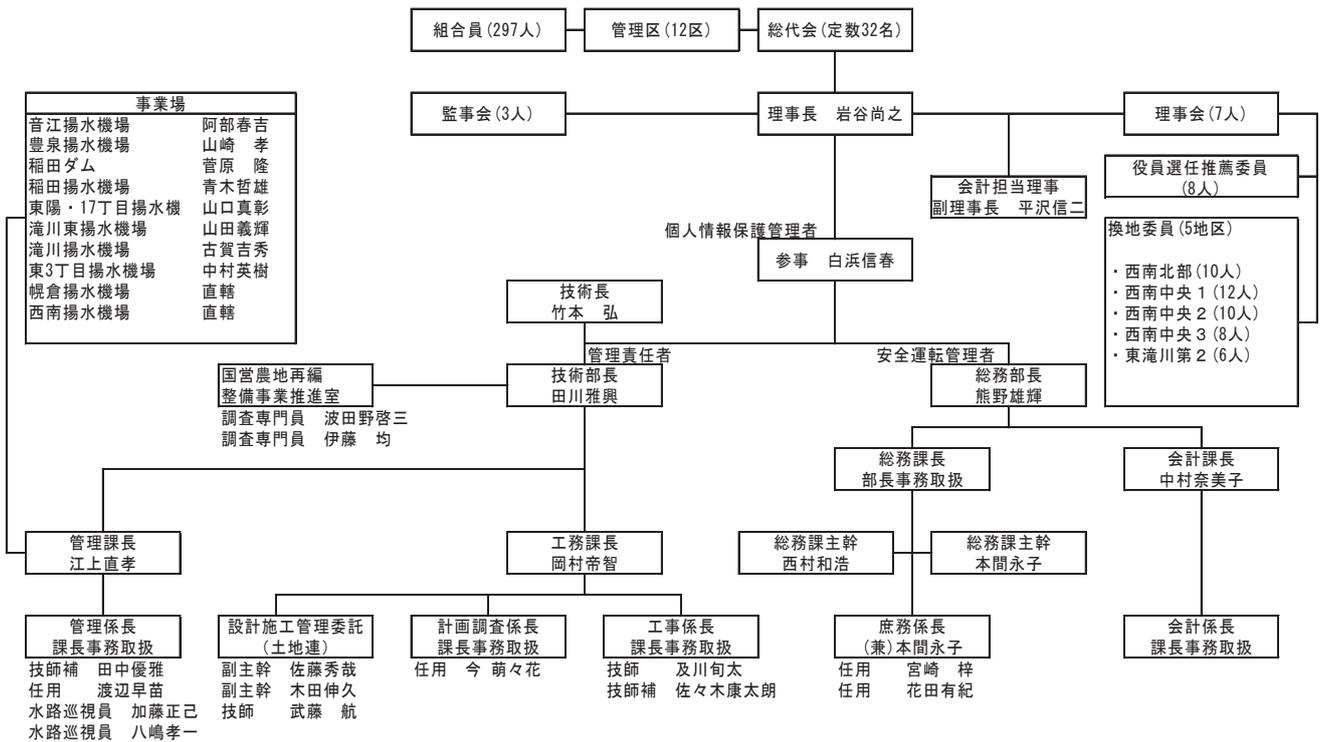


# 役員名簿

(R. 10. 16 現在)

監事	監事	総括監事	理事	理事	理事	理事	理事	副理事長	理事長
工藤正昭	寺本義隆 <small>第一職務代理者</small>	渡利竹彦	嶋田肇	渡辺博徳	上野恭敬	中村達也	安達忠志 <small>筆頭理事</small>	平沢信二 <small>滝川市農業委員(団体推薦) 会計担当理事</small>	岩谷尚之

## 空知土地改良区組織機構図



空知土地改良区公式アカウント  
↓QRをスキャン↓



@325rnhav  
LINE@/空知土地改良区. 画像を撮影するか  
QRをスキャンして登録してください

○採用  
令和6年4月1日付  
管理課管理係  
巡視員 八嶋孝一  
令和6年10月10日付  
工務課計画調査係  
任用 今萌々花

○辞令  
令和6年7月1日付  
技術長 竹本 弘  
技術師 田川雅興  
国営担当は技術  
部長事務取扱

### 職員人事

## 土地改良区からのお願い

### ●用水路における水難事故防止にご協力を

毎年4月下旬から8月末日まで空知幹線用水路には沢山の水が流れます。深いところでは水深2mもあり、水の流れがとても速いので大変危険です。空知土地改良区では、危険な場所に注意看板などを設置し、各小学校に対して危険防止ポスターを配布するとともに、通水期間は毎週広報車による水難事故防止の広報活動等を行っておりますが、ご家庭のお父さん、お母さんをはじめ、地域の皆様におかれましても大切な子供たちを守るために水難事故防止にご協力をお願い致します。

### ●用水路や用地内にゴミ等を発見したらご一報を

過去に用水路内へ、ペットボトル、ビニール類や家電などが不法投棄されることがありました。また、そうした不法投棄は用水路下流の取水口などに詰まり、氾濫するなど甚大な被害を受けることがありますので、用水路内や周辺に不法投棄を発見しましたら改良区管理課にご一報願います。

## 組合員の名義変更（資格得喪）の届出について

土地改良区の組合員が、その資格に係る権利の目的である土地の全部または一部について異動（売買・相続・経営移譲・賃貸借・賃貸借解除等）した場合には、**土地改良法第43条第1項及び第2項**の規定により土地改良区に資格得喪の届出をしなければなりません。

**この届出がなければ名義は変わらず、賦課金もそのままとの組合員に賦課されます。**

なお、市役所・農協・共済組合等に名義変更をすれば自動的に土地改良区の方も変更されると思っている方がおられますが、土地改良区にも、別途届出が必要となっております。

**名義変更される方は両者印鑑をご持参の上、改良区庶務係にお出向き下さい。**

（届出用紙は改良区に用意してあります。）

### 加入金とは

従来の地区内の土地に関しては事業施行のため維持費が課せられています。従いまして新規編入地が何らの負担なしに直ちに施設等を利用できるものとすれば公平の原則に反するので、一定の加入金を徴収し得るものであります。よって空知土地改良区の場合は、施設等の負担額（取得額）から耐用年数に応じて償却金額を差引いて現評価額を算出し、（負債額がある場合はさらに差引く）新規加入負担基準額を決定しています。【土地改良法第36条第4項】

### 決済金とは

土地改良区は一定区域を定め、長中期的計画を以て運営及び事業を推進しています。

このことから、区域農用地には施設維持管理費、改良区運営費、事業償還金等が必要なため、これを毎年、賦課金として徴収しています。

区域内の農用地が他に転用される場合は、転用面積分について毎年掲げる額（10a当）を一時に支払うというのが決済金です。

この措置は区域内で今後とも農用地として利用し続けていく他の農用地に不当な負担を課さないためのものです。尚、当年度において徴収された決済金は、特定資産として積立し、翌年度に転用面積に相当する額を充当年度割表で算出し一般会計に維持管理費として繰入しています。【土地改良法第42条第2項、法第66条】